

申請事業主の方へ

障害者雇用助成金について

問い合わせ先



東京支部 高齢・障害者窓口サービス課 各助成金担当あて
〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12墨田公共職業安定所5階
電話 03-5638-2284

■はじめに■

障害者を雇用する際には、作業施設・設備の改善や職場環境の整備、雇用管理制度の整備等を障害特性に応じて行うことにより、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すことが重要となります。



障害者雇用助成金は、障害者雇用納付金制度に基づくものであり、障害者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や雇用管理の整備等を行う事業主に対して、支給されるものです。



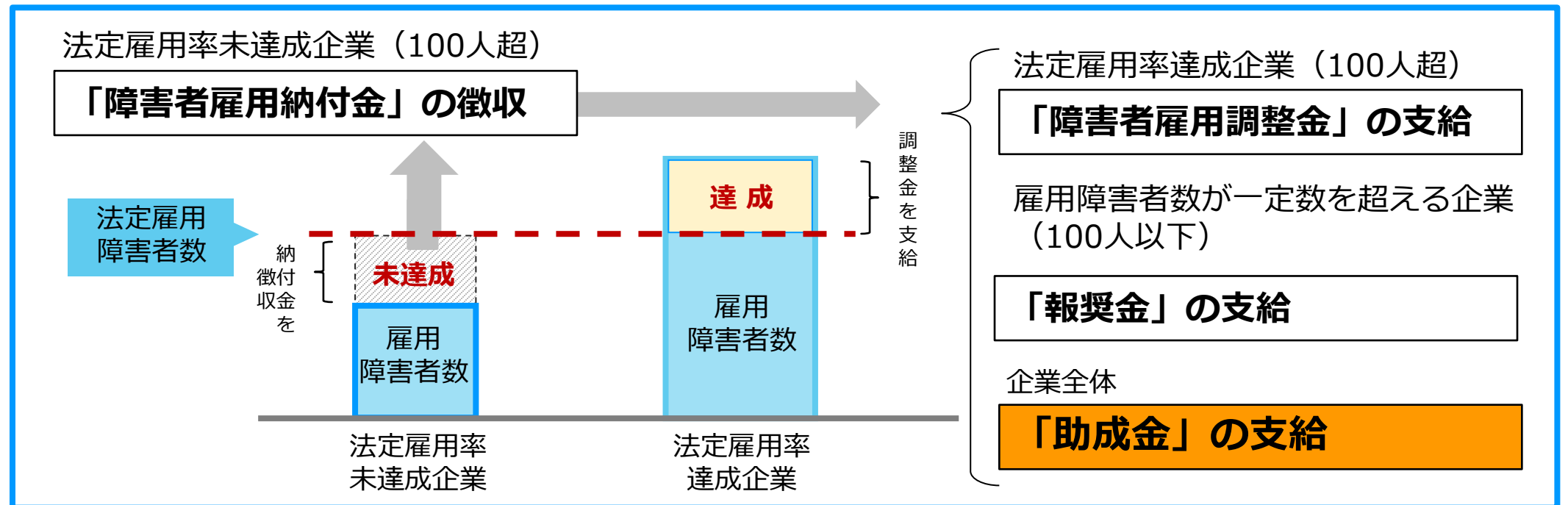
障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

2

◆障害者雇用納付金制度

障害者雇用の義務を履行している事業主と履行していない事業主間の、障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成、援助を行うための制度です。

法定雇用率未達成企業から「障害者雇用納付金」を徴収し、法定雇用率達成企業に対して「障害者雇用調整金」を支給します。また、その他報奨金、全ての企業を対象に、障害者の雇用の促進等を図るため「助成金」を支給します。



障害者雇用納付金制度に基づく助成金

- ・ 障害者作業施設設置等助成金
- ・ 障害者福祉施設設置等助成金
- ・ 障害者介助等助成金
- ・ 職場適応援助者助成金
- ・ 重度障害者等通勤対策助成金
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- ・ 障害者能力開発助成金
- ・ 障害者雇用相談援助助成金



1. 障害者作業施設設置等助成金

◆概要

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等の設置・整備（事務所内のドアの改修、車いす用トイレの設置など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

◆種類

- ▶ 第1種作業施設設置等助成金（工事、購入等による設置・整備）
- ▶ 第2種作業施設設置等助成金（賃借による設置） 等

◆支給の要件

支給対象となる障害者

雇用されてから6か月を超えている場合には対象と
ならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

- ・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
- ・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
- ・精神障害者

※在宅勤務の場合は、生活空間と明確な区別ができないもの、私用で使用するもの、支給対象障害者、その配偶者若しくはその一親等の親族が所有する作業施設等を購入する場合又は支給対象障害者、その配偶者若しくはその一親等の親族が所有する作業施設等に工事等を実施する場合は対象外。

支給対象となる措置

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等
（作業施設、附帯施設、作業設備）の設置・整備

- 作業施設・・・作業、就労する施設・場所
- 附帯施設・・・作業施設に附帯する施設（トイレ、スロープ、自動ドア等）
- 作業設備・・・作業、使用する設備・機器等

**措置の
ポイント**

支給対象障害者の雇入れ、継続雇用のため、支給対象作業施設等の設置又は整備を行う必要があると認められる必要最低限の措置が対象。

- ◎ 支給対象となる作業施設は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し作業を容易にするために配慮された施設であること
- ◎ 支給対象となる附帯施設は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し就労することを容易にするために配慮された施設であること
- ◎ 支給対象となる作業設備は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し、次に該当する設備であること
 - ・ 支給対象障害者の作業を容易にすることを目的として製造された設備（視覚障害者用拡大読書器等）
 - ・ 支給対象障害者の作業を容易にするために改造を加えた設備（改造部分のみが対象）
- ◎ 事業に本来必要な施設・設備と判断されるものは対象外
- ◎ 安全管理に必要な施設等については、事業を営むために本来必要な作業施設等に該当するため、原則として対象外

助成金名	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
第1種作業施設設置等助成金	対象費用の 3分の2	- 対象障害者1人につき450万円まで (作業施設、附帯施設、作業設備の合計) - 作業設備の場合、対象障害者1人につき150万円まで (中途障害者に係る職場復帰のための作業設備の場合、対象障害者1人につき450万円まで) - 短時間労働者または特定短時間労働者である場合の支給限度額は対象障害者1人につき上記の半額 1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで	—	対象障害者の雇い入れ、職場復帰、人事異動等から6か月以上経過しており、作業施設等の設置・整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、対象となりません。
第2種作業施設設置等助成金		- 対象障害者1人につき月13万円まで - 作業設備の場合、対象障害者1人につき月5万円まで (中途障害者に係る職場復帰のための作業設備の場合、対象障害者1人につき月13万円まで) - 短時間労働者または特定短時間労働者である場合の支給限度額は対象障害者1人につき上記の半額	3年間	

※短時間労働者である場合の支給限度額については、重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者は除きます。

助成金の活用事例～第1種作業施設設置等助成金～

視覚障害のあるDさんは、事務職としてE社に採用され、パソコンを使用して顧客情報や書類の確認などを行う業務に従事することになりました。

E社は、Dさんの障害に配慮するため、JEEDの就労支援機器貸出・相談窓口の就労支援機器無料貸出し制度を利用し、Dさんの業務に適した拡大読書器やパソコンの画面読上げソフトの貸与を受けました。採用後、Dさんは、貸出し機器を利用しながら、事務職として支障なく業務に従事することができました。

機器の有効性を確認したE社は、今後も継続して利用するため、機器の購入を決定し、その際、助成金を活用しました。

Dさんは、就労支援機器の活用により、業務遂行上の支障が軽減され、現在も円滑に業務に従事しています。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

2 . 障害者介助等助成金

◆概要

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な措置（職場介助者の配置、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

◆種類

- ▶ 職場介助者の配置又は委嘱助成金
- ▶ 手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金
- ▶ 職場支援員の配置又は委嘱助成金 等

「配置」とは・・・同じ法人内で雇用している方を任に付けること

「委嘱」とは・・・外部の専門家に業務委託や委嘱をすること

◆支給の要件

支給対象となる障害者

雇用されてから **1年を超えている** 場合には対象とならない
(中途障害者や人事異動等の場合を除く)

- ・ 2 級以上の視覚障害者
 - ・ 2 級以上の両上肢機能障害及び 2 級以上の両下肢機能障害を重複する方
 - ・ 3 級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び 3 級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する方
- (※ 在宅勤務の場合も対象)

支給対象となる措置

業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する方の配置又は委嘱

措置の ポイント

- ◎ 障害者が主体的に業務を行うために必要な介助（文書の作成、機器の操作、コンピュータ入力、書類等の整理、業務上外出の付添い等）
- ◎ 遠隔地にいる職場介助者が情報通信機器を介して行う介助も対象

助成率、支給限度額、支給期間

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の 4 分の 3	・ 配置 1 人につき月 1 5 万円まで ・ 委嘱 1 人につき 1 回 1 万円まで・年 1 5 0 万円まで	1 0 年間

※対象費用 配置：介助者に通常支払われる賃金（時間単価）から介助を行った時間数により算出した額
委嘱：委嘱 1 回あたりの費用

助成金の活用事例～職場介助者の配置助成金～

建設業を営むK社で勤務するLさんは、管理部において発注・納品管理、行政機関への各種申請、見積書の作成などの業務に従事しています。Lさんは以前から視覚障害がありましたが、障害の程度が進み、書類やメール、図面の確認に支障をきたすようになりました。

そこでK社は、助成金を活用して職場介助者を配置し、Lさんの業務のサポートを行うことにしました。メールの代読やLさんが下書きした書類の代筆、図面を確認する際には職場介助者が内容を伝えて業務をサポートします。また、職場介助者の同行により、自身で行政機関等の窓口へ各種申請に行くことも可能になりました。その結果、Lさんは以前と同じ業務で働き続けることができています。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

◆支給の要件

支給対象となる障害者

雇用されてから 1年を超えている 場合には対象とならない
(中途障害者や人事異動等の場合を除く)

- ・ 6 級以上の聴覚障害者（特定短時間労働者については、2 級の聴覚障害者に限る）
（※在宅勤務の場合も対象）

支給対象となる措置

- ・ 雇用管理に必要な手話通訳、要約筆記等を行う手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱

措置の
ポイント

- ◎ 遠隔地にいる手話通訳・要約筆記等担当者が情報通信機器を介して行う手話通訳、要約筆記等も対象

助成率、支給限度額、支給期間

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の 4 分の 3	・ 配置 1 人につき月 1 5 万円まで ・ 委嘱 1 人につき 1 回 1 万円まで・年 1 5 0 万円まで	1 0 年間

※対象費用 配置：手話通訳・要約筆記等担当者に通常支払われる賃金（時間単価）から手話通訳・要約筆記等を行った時間数により算出した額
委嘱：委嘱 1 回あたりの費用

助成金の活用事例～手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金～

機械器具製造業のN社では社員の入社時に、安全衛生、品質管理、防災管理、コンプライアンスなどについての研修を行っています。しかし、聴覚障害のあるPさんに対しては口頭による説明だけでは内容が十分に伝わらず、かといって筆談を交えると情報伝達に時間を要するという課題がありました。

そこで、助成金を活用して手話通訳者を委嘱し、説明内容を通訳してもらうことで、Pさんは内容を理解し、その後の業務が円滑にできるようになりました。

また、業務以外でも、社外で行う定期健康診断受診の際、手話通訳者に同行してもらうなど、必要に応じて手話通訳者を委嘱し、雇用管理を行っています。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

◆支給の要件

支給対象となる障害者

- ・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
- ・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
- ・精神障害者
- ・発達障害者
- ・高次脳機能障害者
- ・難病等にかかっている方
（※在宅勤務の場合も対象）

雇用されてから6か月を超えている場合には対象とならない（中途障害者や人事異動等の場合を除く）

支給対象となる措置

業務の遂行に必要な援助又は指導の業務を行う職場支援員の配置又は委嘱

措置の ポイント

- 「配置」◎ 支給対象障害者が勤務する同一の事業所で勤務し、常時見守りつつ、必要に応じて面談や就業上の支援ができること
- ◎ 支給対象期間中に本助成金などの支給対象者として支援する障害者の人数の合計が3人以下であること
- 「委嘱」◎ 委嘱される方が障害者の就労・定着支援に係る業務を行うこと
- ◎ 支給対象障害者に対する面談を申請事業主の事業所に訪問して行うこと

支給限度額等	支給期間	特記事項
《職場支援員の配置》 ①一般労働者への配置 1 人につき ・ 中小企業は月 4 万円 ・ 中小企業以外は月 3 万円 ②短時間労働者への配置 1 人につき ・ 中小企業は月 2 万円 ・ 中小企業以外は月 1 万 5 千円 ③特定短時間労働者への配置 1 人につき ・ 中小企業は月 1 万円 ・ 中小企業以外は月 7 千 5 百円 《職場支援員の委嘱》 ・ 委嘱による支援（訪問面談） 1 回あたり最大 1 万円・月額 4 万円まで	2 年間 （対象障害者が精神障害者である場合は 3 年間、企業 在籍型職場適応援助者助成 金の支給に係る支援に引き 続き措置を行う場合は 6 か 月）	・ 対象障害者の雇入日 ・ 勤務時間延長日 ・ 配置転換日 ・ 業務内容変更日 ・ 職場復帰日 ・ 企業在籍型職場適応援助者助成金の支援終了日の翌日 上記の日から 6 か月以内に支援を開始することが要件です。

助成金の活用事例～職場支援員の配置助成金～

難病等患者のHさんは、治療による効果で病状を抑えることができており、J社で就労支援利用者の軽作業のフォローや事務作業を行う仕事に就いていますが、ときには病状が悪化して業務が負担となることや、無理をしすぎて体調を崩すことがありました。

そのためJ社は、助成金を活用して職場支援員を配置し、Hさんを常時見守る体制や定期的な面談体制を整備しました。

その結果、Hさんの体調管理の支援と業務量の調整が適切に行えるようになり、業務負担の軽減により、無理なく働き続けています。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

3 . 重度障害者等通勤対策助成金

◆概要

障害の理由により通勤することが容易でないため、その障害特性による通勤の課題を軽減又は解消するための措置（住宅手当、駐車場の賃借など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

◆種類

- ▶住宅手当の支払助成金
- ▶駐車場の賃借助成金 等



◆支給の要件

雇用されてから 6 か月を超えている 場合には対象とならない
(中途障害者や人事異動等の場合を除く)

支給対象となる障害者

- ・ 重度身体障害者
- ・ 3 級の体幹機能障害者
- ・ 3 級または 4 級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
- ・ 5 級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか 2 つ以上重複する者
- ・ 知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
- ・ 3 級の視覚障害者
- ・ 3 級又は 4 級の下肢障害者
- ・ 精神障害者

支給対象となる措置

重度障害者等が自ら通勤を容易にするための住宅を賃借し賃借料を支払う場合に、他の労働者に対して支払われる住宅手当の限度額を超えて、住宅手当を支払う措置

措置の ポイント

- ◎ 事業主が、対象となる障害者のために、通常支払われる住宅手当の限度額を超えて住宅手当を支払うことを就業規則等において定めていること
- ◎ 対象となる障害者以外の者でも通勤することが困難である場合は対象外
- ◎ 対象となる障害者が徒歩または車いすで 10 分程度で職場まで通える住宅であること



助成率、支給限度額、支給期間

※ 対象費用は賃借に要する費用

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の 4 分の 3	対象障害者 1 人につき月 6 万円まで	10 年間

助成金の活用事例～住宅手当の支払助成金～

人混みに強いストレスを感じ電車での通勤が困難なGさんは、職場であるH社へは時差出勤や土日の出勤等を試みましたが、それでも欠勤や体調の不調が多く、仕事では簡単なミスをしてしまうなど支障を抱えていました。

そこでH社は、Gさんの主治医とも相談し、会社へ徒歩で通える範囲の場所にGさんを転居させることにしました。その際、Gさんの経済的な負担が問題となったため、助成金を利用して通常の社員の住宅手当にプラスした手当を支給する仕組みを整備することにしました。通勤の問題が解決したGさんの就業環境は大きく改善され、安定して勤務しています。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

◆支給の要件

支給対象となる障害者

雇用されてから6か月を超えている場合には対象とならない
(中途障害者や人事異動等の場合を除く)

- ・ 重度身体障害者
- ・ 3級の体幹機能障害者
- ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者
- ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者
- ・ 知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
- ・ 3級の視覚障害者
- ・ 3級又は4級の下肢障害者
- ・ 精神障害者

支給対象となる措置

障害により通勤することが容易でない重度障害者等自ら自動車を運転して通勤するために使用させる駐車場の賃借

措置の ポイント

- ◎ 事業主が、対象となる障害者のために、新規に賃借する駐車場
- ◎ 事業所近く、自宅近くに借り上げる駐車場のいずれも対象（両方可）
- ◎ 事業所の営業活動など対象障害者の通勤以外の用途でも使用する場合は対象外



助成率、支給限度額、支給期間

※ 対象費用は賃借に要する費用

助成率	支給限度額	支給期間
対象費用の 4分の3	・ 対象障害者1人につき月5万円まで	10年間

助成金の活用事例～駐車場の賃借助成金～

C社に在職中のBさんは両足にしびれを覚え病院を受診したところ、脊椎梗塞との診断を受け入院することになり、退院時には、生活や移動に車いすを必要とする身体障害者（2級）となっていました。退院して復職を考えましたが、これまで通り通勤時に公共交通機関を利用すると、自宅と最寄り駅の間にある急こう配の移動と、混雑時の電車の乗り換えが課題であることが判明しました。

そこでC社は、Bさんがアクセル・ブレーキを手動式に改造した車を運転していたこともあり、助成金を活用して事業所近くの駐車場を借り上げることで、Bさんが車通勤を開始することにしました。

その結果、Bさんは自力で通勤できるようになりました。

また、リハビリ期間を経て復職したBさんは、復職前と同じ管理職として活躍しています。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

中高年齢等措置に係る助成金について

35歳以上の、雇入れから6か月を超える期間が経過している対象障害者が加齢による変化が生じることでその障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合に対象となります。

1 障害者作業施設設置等助成金

- ▶ 第1種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金
- ▶ 第2種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金

2 障害者介助等助成金

- ▶ 職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金
- ▶ 手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金
- ▶ 職場支援員の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 等

助成金の活用事例～中高年齢等措置に係る助成金（第1種作業施設設置等助成金）～

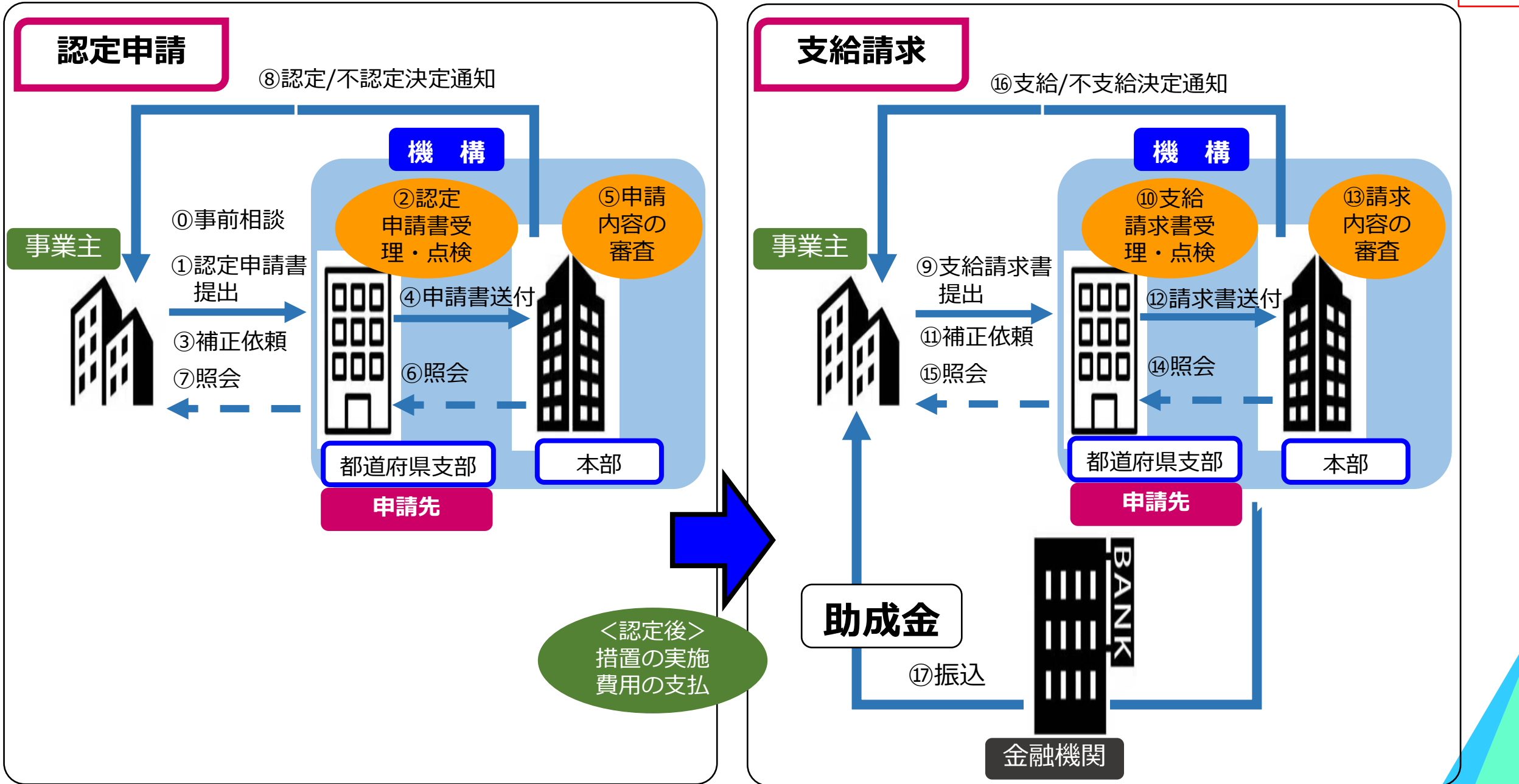
対象障害者は、もともと視覚障害により視野狭窄がありましたが、加齢に伴い段々と視力が低下していったことから、業務を行う上で書類の内容確認や仕分けをすることが今まで以上に難しくなったため、拡大読書器を設置することで正確に確認ができるようになり雇用が継続できるようになりました。

助成金の活用事例～中高年齢等措置に係る助成金（職場介助者の配置助成金）～

C社で経営企画の業務を行うDさんは、網膜色素変性症を発症し4年前に障害者手帳を取得しました。これまでは眼鏡型の拡大鏡を使用するなど自分なりに工夫して業務を行っていましたが、加齢にともない障害の状況が変化し、手帳の取得時よりも色の違いや濃淡を認識することがむずかしくなり、明朝体の印刷物や鉛筆書きの文字を判別できなくなったり、タイピングのミスが増えたりするなど、自身の工夫だけでは対処できず、業務に支障が出るようになりました。そこで、助成金を活用して職場介助者を配置し、判読が困難な文字・文書の代読や文書作成時のタイピング補助を行うことで、業務が円滑に行えるようになりました。

※障害特性上、加齢による変化（視力の低下等）が進行することにより当該障害に起因した就労困難性が認められ、新たな措置が必要になった場合に対象となります。

4. 助成金の認定申請から受給までの流れ



5. 各種助成金のパンフレット等のご案内

各種助成金パンフレット



機構ホームページ



パンフレットや各種助成金の申請様式は機構ホームページからダウンロードできます。

JEED 障害者助成金

検索

6. 電子申請のごあんない



電子申請って？



現在紙によって行われている申請などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

e-Govって？



デジタル庁がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口です。状況・分野・所管行政機関の条件から手続を探して、行政手続の申請・届出を行うことができます。

電子申請のメリットは？



- 24時間365日いつでも手続ができます。
- インターネット経由でどこからでも申請できます。
- 手続はマイページで管理され、処理状況や通知等を確認できます。
- パソコン上だけで手続きが完了します。移動時間や待ち時間を気にする必要がありません。

詳しくはe-Gov電子申請サービス『[初めてお使いの方へ](#)』をご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner>

お問い合わせ先：e-Gov利用者サポートデスク

本日はご参加いただきありがとうございました。

今後の説明会の参考とさせていただくため、アンケートのご協力をお願いいたします。

**また、各助成金につきましてご質問等ございましたら、アンケートの項目の最後に記入欄がございますので、こちらも併せてご記入ください。
後日個別にご回答させていただきます。**

こちらの二次元コードから、読み取りいただけます→

